

デジタル商品券交付事業：利用期限の整理

各加算は**R11.9.30**まで受付、**R11年度は新規申請は受け付けない。**

	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	8 9 10 11 12 1 2 3	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3
①R8.4.1～R9.3.31移住者 申請1回目	交付 (9月～)	R10.3.31 期限切れ	R11.3.31 期限切れ	
②R8.4.1～R9.3.31移住者 申請2回目＋各加算申請		交付(4月～)	各加算(2回目申請以降随時 ～R11.3月末まで)	R12.3.31 期限切れ(R10.4月以 降の随時加算分)
①R9.4.1～R10.3.31移住者 申請1回目		交付 (随時)	R11.3.31 期限切れ	R12.3.31期限切れ (加算分含む)
②R9.4.1～R10.3.31移住者 申請2回目＋各加算申請			交付(4月～)	
			各加算(2回目申請以降随時～R11.9月末まで)	

【申請案内時期について】

○申請1回目は移住完了報告後、随時メール等でご案内 ○申請 2回目は年度当初にご案内 ※可能な限り利用期限を延ばすため

【各加算について】

○移住の日から**最大**2年間は加算申請 OK。基本は2年目申請時に加算分も合わせて行うが、2年目申請以降に加算事由が生じた場合は随時申請を受け付ける。

(例) R9.3月に移住、同月中に1回目申請(使用期限 R10.3.31)→R9.5月に2回目申請(使用期限 R11.3.31)
→R10.4月に子育て加算(使用期限 R12.3.31)

【利用期限 最長ケース／最短ケース】

最長：R9.4月上旬に交付→R11.3.31期限切れ(約2年間使用可能) 最短：**R11.9月末に加算→R12.3.31期限切れ(約半年間使用可能)**

【その他】**R10.3.31移住者が認められる加算期間は 1年半。**